

5%減税の効果

本日注文していた年賀状が届き、もうそんな時期かと月日が早く過ぎ去るのを実感しております。この時期になると来年度に向けての税制改正論議がさかんになります。税制改正は新年度の国の予算とも密接に関連しております。毎年12月中旬には政府による来年度の税制改正の枠組みである「税制改正大綱」を発表し、年明けからの国会で税制改正法案を審議し、3月位には法律が成立し、4月の新年度からの施行というスケジュールになります。今回は国会においては衆参ねじれ現象により、税制改正法案の成立も難航することが予測されます。

かつて、3年前の自民政権時代には参議院では野党が過半数を握っていたねじれ現象において、ガソリン税の暫定税率の延長法案が成立せずに3月で期限切れとなり、4月の一ヶ月だけ大幅にガソリンの値段が25円/ℓも下がり、与党の衆議院2/3以上の再可決で暫定税率の延長が成立し、5月から元の値段に戻って大混乱したことが思いだされます。

しかし、当時と決定的に異なるのは、今の与党は衆議院では2/3以上の議席を持っていないということです。従って、参議院で否決されたものを衆議院で再可決という手法が現有議席ではとれないということになります。最近、菅総理は国会においての答弁も野党の挑発に乗ることなく、慎重になっています。野党時代と比べてあまり覇気は感じられずに終始守りに入っているような印象です。ねじれ現象においてなんとか無難に国会を乗り越えようという思惑でしょうか。

税制改正については、ここ最近の報道をみる限り、法人税率の引き下げと贈与税の条件緩和が大きく報道されています。法人税の税率引き下げは、現在国税と地方税を合わせた実行税率約40%を5%引き下げるといえるものです。但し、5%引き下げに伴いその分税収が減ることになるので、財源が必要となりその金額は2兆円といわれています。その財源確保の為の項目として、繰越欠損金の利用制限など9項目が挙げられています。一番影響が大きいのは繰越欠損金で、これは税務上決算で生じた赤字の金額を7年間繰越することができる措置です。例えば今期で1,000万円の利益がでたが、前期1,500万円の赤字が発生していれば、今期の1,000万円の利益は前期の赤字と相殺され、本来400万円位の税金を納める必要があるものが税金0になり、さらに残った500万円の赤字は翌期以降に繰り越すことができます。

案としてでている繰越欠損金の利用制限の具体的な内容は、繰越欠損金を利益の半分だけ認めるというもので、上記の事例に当てはめると、今期の1,000万円の利益の半分つまり、500万円は前期の赤字で相殺し、残りの500万円に対しては税金を課税するというもので、結果的に約200万円の税金がかかってしまうこととなります。その場合、現状7年間の繰越期間を延長するのか、又は、諸外国にあるように無期限にするのか、現在のところは不明ですが、当然そのような措置がないと欠損金を消化しきれずに切り捨てになってしまい、その後の利益が出た場合の課税を考えると事実上の増税になってしまいます。

経済産業省の試算では、法人税率の5%引き下げにより、120万人の雇用維持などによる経済効果で、GDPベースで14.4兆円、約2.6%の押し上げ効果があるとしています。しかし、先日の国税庁の発表では、法人の黒字の割合は25.5%で、過去最低を更新したとのことでした。中小企業に限定すれば、もっと低い数字になり、推定では20%位、裏を返せば80%位が赤字といっても過言ではないと思います。多くの企業が赤字のときに法人税率引き下げが効果あるのか。むしろ繰越欠損金の利用制限については、せつかく業績が回復したときに税負担が生ずるのは立ち直りかけた業績に資金繰り面で水をさすことにならないかと思います。

もし、2兆円の減税で14.4兆円の経済効果があるとすれば景気刺激策としては効果絶大なので、あえて代替財源が必要なのかどうか。日本の企業は99.7%が中小企業であり、かつ、その80%位が赤字であることを考えれば、5%の減税効果は果たしてどれだけあるのか。財源確保にこだわりすぎては逆に業績回復の目を摘んでしまうのではないかと思います。例えば、中小企業に認められている繰り戻し還付の有効期限を前期のみならず、3期前まで対象を広げるなどの方が中小企業にとっては資金繰り面での効果が大きいと思われるのですが。